

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

千葉県公安委員会委員長 佐藤 健太郎

千葉県公安委員会規則第8号

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

千葉県銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（昭和56年千葉県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第2項中「択一式」を「正誤式」に、「20問」を「50問」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任
- (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (3) 猟銃用火薬類等に関する法令
- (4) 狩猟に関する法令
- (5) 猟銃及び空気銃の事故防止
- (6) 猟銃及び空気銃の種類等
- (7) 猟銃及び空気銃の使用、保管等についての準則
- (8) 実包の運搬及び保管についての一般準則

第16条第3項中「70パーセント」を「90パーセント」に改める。

第27条の6第2項中「択一式」を「正誤式」に、「20問」を「50問」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 猟銃及び空気銃を所持する者の社会的責任
- (2) 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- (3) 空気銃の事故防止
- (4) 空気銃の種類等
- (5) 空気銃の使用、保管等についての準則

第36条中「銃砲刀剣類発見届」を「古式銃砲・刀剣類発見届」に改める。

別記第23号様式を次のように改める。

第 2 3 号様式 (第 3 6 条)

(表)

年 月 日

古式銃砲・刀剣類発見届

警察署長 様

届出人 ㊟ (発見者との関係)

(1)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	発見物件		
	発見年月日	年 月 日	
	発見場所		
	発見の端緒		

..... 郵 局 切 取 線

古式銃砲・刀剣類発見届出済証

警察署長 ㊟

(2)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
		職業	
		氏名	年 月 日生 (歳)
	発見物件		
	届出年月日	年 月 日	

住所確認書類：住民票・運転免許証・健康保険被保険者証・その他 ()

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録通知書

公安委員会 様

教育委員会 ㊟

(3)	登録申請者	住所	電話番号 — —
		氏名	
	登録をした物件		
	登録記号番号		

..... 切 取 線

年 月 日

古式銃砲・刀剣類登録希望者通知書

教育委員会 様

警察署長 ㊟

(4)	発見者 (登録申請者)	住所	電話番号 — —
		氏名	
	発見物件		
	取扱者	係 階級 氏名	連絡先

(裏)

注意

- 1 表側の（１）の票に必要な事項を記入の上、発見した物件と共に、最寄りの警察署に届け出てください。
- 2 「発見場所」とは、例えば押し入れ、土蔵、倉庫の中等の場所を記入してください。
- 3 「発見の端緒」とは、例えば引越、大掃除、家屋の改築等の際に発見と記入してください。
- 4 発見の状況の分かる家族又は使用人で責任ある者が代わって届出をすることも可能です。

注意

- 1 この票を受領後、速やかに登録申請をしてください。
速やかに登録申請をしなかった場合は、この票があつても、銃砲刀剣類所持等取締法第 3 条第 1 項違反（不法所持）となります。
- 2 教育委員会に登録の申請をする際は、この票を登録申請書に添えて差し出してください。
- 3 登録を受けないと他人に譲り渡す等のことはできません。
- 4 登録されなかった場合は、所持することができないので警察署に提出してください。
- 5 （２）の票と（３）の票とは切り離さないでください。
- 6 この票を亡失又は著しく毀損したときは、速やかに届出をした警察署に申し出てください。

上記注意事項を確認しました。 発見者署名 ㊟

附 則

この規則は、公布の日から施行する。